株式会社多摩スポーツクラブ アリーナ/ドーム立川立飛 スクール規約

第1章　当スクールの名称及び所在地

第1条（名称）

本スクールは、アリーナ/ドーム立川立飛スクール（以下「本スクール」という）と称し、事務局を
〒190-0015 東京都立川市泉町500番4 アリーナ立川立飛 株式会社多摩スポーツクラブ内におく。

第2章　当スクールの活動内容

第2条（活動内容）

1、当スクールの活動内容は、別紙【教室およびスクールの概要案内】に基づき活動を行う。
2、本スクールの練習日、時間については、当社が定めたスケジュールにより実施する。 但し、やむを得ない事情が発生した場合は、
　定められた練習日もしくは時間を変更し、または中止することがある。

第3章　会員

第3条（会員の条件）

1、スクール会員は、所定の様式で申し込みを行ったのち、定められている年会費および保険料ならびに月謝を支払わなければならな
2、規約記載事項を承諾し現在運動禁止となる疾病等はない。

第4条（入会金、年会費および月会費）

1、会員は、当社の定めた所定の月会費、入会金、年会費、その他の費用（以下「受講料等」とします）を
　所定の方法で期日までに納入しなければならないこととします。当社は、理由の如何を問わず、納入された受講料等は返還されま

第5条（入会金、年会費および月会費）

1、会員は、当社の定めた所定の月会費、入会金、年会費、その他の費用（以下「受講料等」とします）を
　所定の方法で期日までに納入しなければならないこととします。当社は、理由の如何を問わず、納入された受講料等は返還されま

第6条（退会および休会）

1、会員が会員の都合により退会する場合は、事務局にメールまたその他連絡ツールにて退会を希望する月の前月末日までに退会の
　当スクールの承認を得るものとします。
2、会員が会員の都合により休会する場合は、事務局にメールまたその他連絡ツールにて退会を希望する月の前月末日までに休会の
　当スクールの承認を得るものとします。ただし休会は連続して最大3ヶ月とし、3ヶ月を超える休会の場合は自動退会となります。
　ただし、スクール活動中の負傷により休会をする場合はこの限りではありません。

第3章　免責事項

第7条（スクールの責任範囲）

1、当スクールの活動において発生した盗難、傷害その他の事故については、
　それが当スクールの責に帰すべき場合を除き、本スクールはその責任を負わない。
2、会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、当スクールは賠償責任を一切負わない。
3、会員等の間に生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、本スクールは一切の責を負わないものとする。

第8条（会員の責任）

会員の責に帰する事由により本スクールまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとする。

第9条（天変地異その他）

大規模自然災害、パンデミック、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、
その他やむを得ない事由により、当スクールがその活動の全部もしくは一部を変更し、休止または廃止した場合、
当スクールは全ての生徒との契約を変更もしくは解除できるものとし、会員及び保護者は、
これに対して損害賠償請求などいかなる請求も行わないこととする。

第4章　個人情報の保護

第10条（個人情報の取り扱い）
スクールは会員及び保護者の個人を特定できる情報（以下「個人情報」）を以下の場合に利用することができるものとする
（1）会員及び保護者への連絡等をする場合（連絡先等）
（2）本スクールの運営にあたり保険や大会の手続き等で外部に情報提供が必要となった場合
　（名前、生年月日、連絡先、住所等必要情報）
（3）本スクールおよびメディアの広報、広告、宣伝のため名前等、個人情報が必要となった場合
　（名前、生年月日等必要情報）
（4）会員等からの問い合わせに情報が必要となった場合（名前、生年月日、住所、連絡先等必要情報）

第5章　規約の改定

第11条（本規約の内容変更）
当社は、本規約の内容を、適宜変更することができ、会員は予めこれを了承するものとします。

＜附　則＞　この規約は、2026年4月1日より施行する